

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成20年8月25日まで縦覧に供する。

平成20年7月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成20年6月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人スポーツクラブ飯山

多田 俊夫

丸亀市飯山町東坂元2713番地1

3 定款に記載された目的

この法人は、地域の人々のスポーツ活動の振興を図るとともに地域住民の健康づくりとコミュニティーづくりに寄与することを目的とする。